

令和 8 年度 国際交流事業業務委託に係る
プロポーザル実施要項

1 目的

本事業は、AI 英語学習アプリを活用することにより、正しい発音や表現を練習することが可能となり個々のニーズに応じた、より深い外国語の学びに繋げることができる。また、オンライン国際交流の実施については、学んだ英語を実践する機会を創出し、外国の同世代とオンライン交流を行うことにより、コミュニケーション能力の向上や学習意欲の向上だけでなく、グローバルな視野を育むことができる。

以上のことを踏まえ、生徒の英語力向上や教育環境の充実、国際理解の推進、英語によるコミュニケーション力の向上を図ることを目的として行うものであり、この要項は、国際交流事業業務委託（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託概要

名 称：令和 8 年度 国際交流事業業務委託

履 行 期 間：契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

履 行 場 所：名護市内

委 託 上 限 額：9,437,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

※この金額は契約額等を示すものではない。

委託業務内容：別紙仕様書のとおり

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (6) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (7) 本業務を遂行するに当たり、県内に本店又は支店、営業所を有すること。
- (8) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは令和８年度 国際交流事業業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本業務をその構成員が共同で行うものとする。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

スケジュールについては下記のとおりとする。ただし、（予定）となっているものについては、多少変更になる場合がある。

項目	期日又は期間
案件公表（公告）	令和８年７月13日（月）
質問書の提出期限	令和８年７月13日（月）～ 令和８年７月21日（火）正午必着
質問の回答	令和８年７月23日（木）
参加表明書の提出期限	令和８年７月24日（金）午後５時必着
参加資格確認結果通知	令和８年７月27日（月）
企画提案書類の提出期限	令和８年７月29日（水）午後５時必着
第２選定委員会	令和８年８月３日（月）第1会議室
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和８年８月中旬

(2) 配布資料

- ① 参加表明書及び誓約書【様式１】
- ② 会社概要表【様式２】
- ③ 企画提案書類提出書【様式３】
- ④ 業務実績書【様式４】
- ⑤ 業務執行体制表【様式５】
- ⑥ 評価項目対照表【様式６】
- ⑦ 質問書【様式７】
- ⑧ プロポーザル参加辞退届【様式８】
- ⑨ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑩ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

配布場所：名護市教育委員会 学校教育課（担当：大城・上原）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時必着

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内（消印有効）に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和8年7月27日（月）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式7】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和8年7月13日（月）～令和8年7月21日（火）正午必着

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

令和8年7月23日（木）までに質問者に対してメールにより回答する。なお、質疑内容については、7月23日（木）までに名護市ホームページにて公表する。

(6) 企画提案書類の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年7月29日（水）午後5時必着

② 企画提案書類

別紙2「企画提案書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和8年8月3日（月）とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分

質疑応答：15分

合計：35分

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。

④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際に、PowerPointで説明する場合は、企画提案書の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参する。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備するが、説明者へ事前に動作確認の機会を与えることとする。

⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

① 本プロポーザルの実施に当たっては、提出書類、プレゼンテーション及びヒヤリングの内容を厳正に評価し、最優秀提案者を選定する。

② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「令和8年度 国際交流事業業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点について」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優先候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。

④ 最低基準点は60点×出席委員数とする。

⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。

⑥ 評価結果については、企画提案書類を提出した全ての者に通知する。

⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

① 提出書類に虚偽の記載がある場合

② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合

④ 本実施要項「2 業務委託概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合

⑤ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合

⑥ その他本実施要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

① 最優秀提案者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。

② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。

③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

(1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。

(3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。

(4) プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、原則公開するものとする。

なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連す

る条例又は規則等に基づき、取り扱う。

(5) 1 事業者あたりの企画提案は、1 件までとする。

(6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式 8】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問合せ先

名護市教育委員会 学校教育課 学校指導係（担当：大城・上原）

住所：〒905-0014 沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号

電話番号：0980-53-1212（内線 385）F A X：0980-53-7825

メールアドレス：gakkoukyouiku@city.nago.lg.jp

(要項 4(3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、12ポイントを標準とする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、2 部提出するものとする。

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書及び誓約書【様式 1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式 2】 ※記載は 1 頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績書【様式 4】※業務の実績を証する書類（契約書及び仕様書等）の写しを添付すること	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近 1 年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(4)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(5)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その 3 の 3 ※個人事業者は様式その 3 の 2	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△
7	委任状【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△

※各証明書は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

※共同企業体の場合、No. 2 ～No. 5 までは構成企業ごとに提出すること。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、文字の大きさは、12ポイントを標準とする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない
- ③ 企画提案書はページごとに番号を付すること。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案提出書一式）：1 部（片面印刷A 4）
- ② 副本（企画提案提出書一式）：6 部（両面印刷A 4）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 会社概要表【様式 2】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について (2) 2 同様。

② 企画提案書類提出書【様式 3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

③ 業務執行体制表【様式 5】

④ 業務実績書【様式 4】

⑤ 評価項目対照表【様式 6】

別紙 3 「評価項目及び配点について」の各評価項目に対応する企画提案書の頁番号を記入すること。

⑥ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ ページ数に上限は設けないが冗長とならないこと。

⑦ 参考見積書（任意様式）

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳内訳書も提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を縦置きで①から⑦の順につづり表紙を添付すること。

(5) 表紙上段に本業務名称を、下段に商号（共同企業体として提案する場合は名称）を表記すること。

(要項 5 ③関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
1 実績 (10 点)	事業者の実績	過去 5 年以内に市町村又は私立の学校等において、本業務と類似業務の実績があるか。	10
2 企画提案 (65 点)	現状認識	基本方針及び仕様書を的確にふまえ、本市の実態等を把握し、明確かつ具体的で実現性の高い提案内容となっているか。	20
	効果的手法	業務の目的をふまえ、児童生徒の学習意欲の向上及び教育環境の充実に効果的な手法・手段を講じる提案内容となっているか。	25
	負担感の軽減	学校の状況を理解した上で、学校の負担にならないような工夫がなされているか。	10
	独自性	基本方針及び仕様書を的確にふまえた上で、本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	10
3 実施体制 (15点)	業務実施体制	事業の円滑な実施に向けて具体的な体制が構築され、予期せぬ障害発生時には迅速な対応策が明確に示されており、適切なサポート体制が整備されているか。	10
	スケジュール	スケジュールは明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容となっているか。	5
4 価格 (10 点)	参考見積価格	10×（最低見積価格/当該事業者見積価格） ※小数点以下は切り捨て	10

満点：100

(要項 5 ③関係)

別紙 4

全委員の審査得点の合計が同点だった場合

(1) 最低基準点を超えた提案者のうち、委員の採点の高い提案者から順に順位を決定する。委員の採点が最も高い提案者を最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。

(2) (1) において最も高い採点が同じ提案者が 2 者以上いる場合は、当該提案者の順位を第 1 位とした委員の数が最も多い提案者を最優先候補者に選定する。

(例 1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	85	80	75	85	75	400
イ社	80	75	85	80	80	400

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優秀提案者とする。

(3) (2) において順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上いる場合は、各委員が 1 位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優秀提案者に選定する。

(例 2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	85	80	75	85	75	400
イ社	80	75	80	85	80	400



	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	85	80		85		250
イ社			80	85	80	245

※ア社を 1 位とした委員の合計点数が 250 点、イ社を 1 位とした委員の合計点数が 245 点となるため、ア社を最優秀提案者とする。

(4) (3) においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高いものを最優秀提案者とする。

(5) (4) においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高いものを最優秀提案者とする。

(6) (5) においても同点だった場合は、評価項目の「2 企画提案」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優秀提案者とする。全委員の審査得点の合計が同点だった場合は、(1) ～ (5) の手順を準用し、最優秀提案者を選定する。

(7) (6) においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。